

# 板橋区大規模建築物等指導要綱、同要綱細則、防災施設設置基準（災害用トイレ、家具の転倒防止対策、防災掲示板）の一部改正を行い、令和8年4月1日から施行されます

社会情勢の変化を受けて、板橋区大規模建築物等指導要綱における防災施設（災害用トイレ、家具の転倒防止対策、防災掲示板）の設置について見直しを行いました。この見直しに伴い、同要綱、同要綱細則、防災施設設置基準の一部を改正します。

## 1 改正理由

### (1) 災害時のトイレ対策

#### ①簡易トイレの配備

現行の大規模建築物指導要綱・細則や防災施設設置基準では、災害時のトイレ対策として、組立式仮設便所（マンホール式・ため込み式）のみを設置対象としていました。しかし、屋外設置が前提であるため、夜間・大雨・降雪時には安全性や利便性に課題があります。また、高層階の居住者にとってはエレベーター停止時に階段移動を伴うなど、身体的な負担や危険も指摘されていました。このため、屋外仮設便所の課題を補完し、建物内でも使用できるよう、簡易トイレの配備を認めることとしました。

#### ②必要基数の計算方法等

内閣府（防災担当）が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が、令和6年12月に改訂されました。これにより仮設便所1基あたりの計画人口が「75人」から「50人」に見直されたため、本区もこれに合わせて改正します。

#### ③汚水枡の設置

これまで、仮設便所の必要基数分に応じた汚水枡の設置については、書面等への明記がなく、口頭指導のみとなっていました。事業者の変更時に、混乱を招くおそれがあるため、基準として明確に記載することとしました。

### (2) 家具の転倒防止対策

#### ①下地設置の廃止

賃貸住宅では壁に穴をあけることができない場合や、分譲マンションにおいても所有者自身が壁への穴空けを懸念される傾向があり、家具転倒防止用下地（鉄板または合板）を設置しても、実際には活用されないことが多いとの指摘がありました。そのため、下地設置を必須とせず、ピクチャーレール・付け鴨居・付け長押の設置が困難な場合には、入居者へ突っ張り棒等の家具転倒防止器具を配布することでの対策も認めることとしました。

### (3) 防災掲示板

#### ①「水害編」の追加

近年、台風や線状降水帯等による水害が増加しており、水害リスクの高い地域に居住する区民への注意喚起が重要となっています。特に大規模水害時には、電気や通信インフラが停止しやすく、スマートフォン等による情報取得が困難になる可能性もあります。そのため、避難先や避難に必要な情報を確認できる「水害編」の掲示板を新たに設置することとしました。

#### ②「地震編」の改定

現在も災害時避難場所案内板として、震災発生時の避難所や避難場所を案内する掲示板の設置を指導していますが、「水害編」の新設に合わせ、「地震編」についても内容を最新の情報に更新します。

## 2 改正概要

### (1) 災害時のトイレ対策

#### ①簡易トイレの配備

【改正後】計画人口×5回×7日分(個)用意すること。

※計画人口は、小規模住戸(床面積35㎡未満)の場合は戸数×1人、小規模住戸以外(床面積35㎡以上)の場合は戸数×3人として計算すること。

【改正前】簡易トイレは認めていなかった。

#### ②必要基数の計算方法等

【改正後】計画人口÷50人(基)

【改正前】計画人口÷75人(基)

#### ③汚水枡の設置

【改正後】組立式仮設便所(マンホール式)を用意する場合は、必要基数に応じて、敷地内に汚水枡を設置すること。

【改正前】汚水枡の設置について明記なし。

### (2) 家具の転倒防止対策

【改正後】ピクチャーレール、付け長押、付け鴨居、突っ張り棒等の家具転倒防止器具

【改正前】合板もしくは鉄板の下地、ピクチャーレール、付け長押、付け鴨居

### (3) 防災掲示板

【改正後】防災掲示板(地震編):板橋区全域

防災掲示板(水害編):洪水ハザードマップ(荒川氾濫版)浸水想定区域

【改正前】災害時避難場所案内板:板橋区全域

## 3 施行期日

令和8年4月1日

※令和8年4月1日以後に、板橋区大規模建築物等指導要綱第5条(事前協議)に基づく申出書受領分から適用します。

<問い合わせ先>

【防災施設に関すること】

危機管理部 地域防災支援課 地域防災係

☎03-3579-2151 (本庁舎南館4階 24番窓口)

【要綱・細則に関すること】

都市整備部 建築安全課 集合住宅指導係

☎03-3579-2564 (本庁舎北館5階 11番窓口)